

自動車リサイクルどんどん進行中

自動車リサイクル法施行後、
2000万台*を超える
クルマが適切に処理されて
います。 *平成22年8月末時点



クルマの**95%**が
リサイクル

部品・資源としてリサイクル



エンジン

中古部品
として再利用



ボディ 等

鉄や燃料等の
原材料として
資源回収

これら3物品はリサイクル料金で適正処理



フロン類

無害化



エアバッグ類

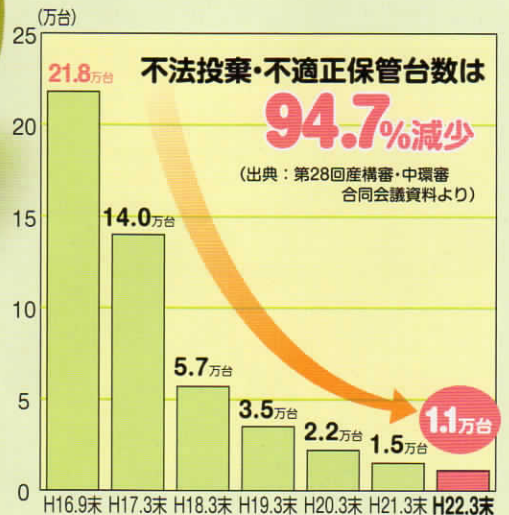
安全に適正処理

金属部分は
資源回収



シュレッダーダスト
(廃車くず)

金属や熱源として
資源回収



自動車リサイクルのしくみ・実績についてはこちらへ



<http://www.jarc.or.jp/>



<http://www.jarc.or.jp/m>

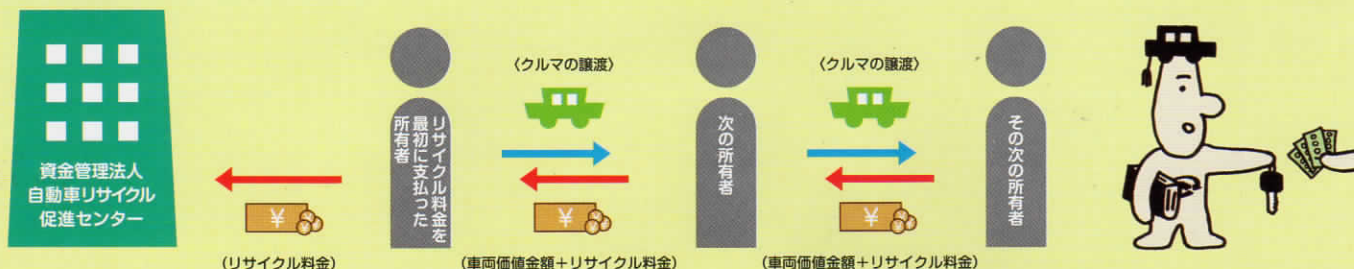


公益財団法人 自動車リサイクル促進センター【経済産業省・環境省指定法人】

ここがポイント! 自動車リサイクル

クルマを売るときは・・・

リサイクル料金預託済みのクルマを売るときは、
クルマの価値金額に加えて、『リサイクル料金』を受け取ってください。



廃車にするときは・・・

〈使用済自動車引取証明書の例〉

- ① 自治体に登録された『引取業者』*にクルマを渡します。*新車・中古車販売店、整備業者、解体業者など。
- ② 『引取証明書』を必ず受け取ってください。
中古車として売るときには引取証明書は発行されません。

使用済自動車引取証明書		引取日: 年 月 日
リサイクル券番号 (移動報告番号)		<引渡者> 氏名・名称
車台番号		<引取業者> 登録番号
車名		氏名・名称 印
預託金額	(消費税込のみ)	事業所名称
<small>※本券は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に所定額の引取料に基づき当該使用済自動車の引取事業者のみに交付する書類となります。</small>		所在地 TEL



廃車にするときに車検の有効期間が残っていれば、その期間に応じて自動車重量税の還付が受けられます。

- 永久抹消登録・解体届出などと併せて運輸支局などに申請することができます。
- 詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm>

リサイクル料金の確認やお問い合わせは・・・

『自動車リサイクル料金』や『廃車にしたクルマの処理状況』は自動車リサイクルシステムのホームページで調べることができます。

<http://www.jars.gr.jp/>

- 「自動車ユーザー向け」をクリックすると、メニューが表示されます。
- 自動車検査証、引取証明書などクルマの情報が確認できる書類をご用意ください。



電話でのお問い合わせは
自動車リサイクルシステムコンタクトセンターまで

03-5673-7396

音声ガイダンスが流れます。お問い合わせの番号を押してください。オペレーターにおつなぎします。

